

# 養護老人ホーム楽々園運営規程

## 第1章 園の目的及び運営の方針

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人センチュリー岡山が設置経営する養護老人ホーム楽々園(以下「園」という。)が、老人福祉法(昭和38年法律第133号、以下「法」という。)の規定に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を推進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## 第2章 施設の名称等

(施設の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の掲げるところによる。

名 称 養護老人ホーム楽々園

所在地 岡山県瀬戸内市邑久町北池169番地

### 第3章 職員の職種、員数及び職務の内容

#### (職員の職種及び員数)

第4条 園を運営するために、職種ごとの職員を次のとおり置く。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第19号)第12条に規定するところによる。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 園長      | 1名                    |
| (2) 医師      | 1名(嘱託)                |
| (3) 主任生活相談員 | 1名                    |
| (4) 生活相談員   | 1名                    |
| (5) 主任支援員   | 1名                    |
| (6) 支援員     | 4名以上                  |
| (7) 看護職員    | 1名以上                  |
| (8) 栄養士     | 1名                    |
| (9) 事務員     | 任意                    |
| (10) 調理業務   | 業務委託((株)ナリコマエンタープライズ) |

2 前項に定める者のほか必要に応じ他の職員を置くことができる。

#### (職務の内容)

第5条 園長は、園職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとする。

- 2 医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行う。
- 4 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、処遇サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
  - (2) 処遇に関する入所者及びその家族からの要望や相談の内容等の記録を行うこと。
  - (3) 事故等発生時は、事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

- 5 主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導して、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的・一体的に行う。
- 6 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援する。
- 7 看護職員は、医師(嘱託医)、協力病院と連携し、保健衛生等の業務を担当する。
- 8 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理業務を指揮して調理を指導する。
- 9 事務員は、経理事務、労務事務等を執るほか、園庶務を行う。

#### 第4章 入所定員

(入所定員)

第6条 園の入所定員は50名とする。

#### 第5章 入所者の処遇の内容

(処遇の方針)

- 第7条 園は、入所者について、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その者の心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行う。
- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
  - 3 園の職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。
  - 4 園は、入所者の処遇に当たっては、その入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。
  - 5 園は、入所者本人又はその家族の了解のもとに、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(入所者の処遇に関する計画)

第8条 園は、すべての入所者に対し処遇計画を作成する。

- 2 生活相談員は、処遇計画の作成に当たっては、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議し、その者の処遇計画を作成する。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行う。
- 4 処遇計画の達成の度合いや入所者及びその家族の満足度等について、定期的に評価を行い、処遇の改善を図りながらより良い処遇の提供を行うものとする。

(生活相談等)

第9条 園は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 2 園は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。
- 3 園は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 4 園は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保する。
- 5 園は、入所者の外出の機会を確保する。
- 6 園は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭におきつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行う。
- 7 園は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 8 園は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第10条 園は、入所者が要介護状態等(介護保険法(平成9年法律第百二十三号)第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。)になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(日課)

第11条 園は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践する。

(余暇活動)

第12条 園長、生活相談員及び支援員は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、充実した生活につながるよう、入所者からの要望を考慮して、読書、音楽その他の娯楽設備の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めなければならない。

(日用品等の給貸与)

第13条 入所者には、寝具その他日常生活に必要な物品を給与し、又は貸与するものとする。

(食事)

第14条 園は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供する。

- 2 食事はできるだけ変化に富み十分なカロリーと成分を含み、かつ調理に当たっては入所者の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失をさけ、消化吸收の実をあげるように努める。
- 3 栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備する。
- 4 食材は、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 園は、入所者と園の衛生管理のため、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 衛生知識の普及指導
  - (2) 年1回以上の大掃除
  - (3) 必要に応じて随時消毒
  - (4) 週2回以上の入浴又は清拭
  - (5) 2か月に1回程度の調髪
  - (6) その他必要なこと
- 2 園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 園における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に 1 回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 園における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 園において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

#### (健康管理)

- 第 16 条 園長、医師及び看護職員は、常に入所者の健康に留意し年 1 回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しておかなければならない。
- 2 入所者が、軽度の負傷又は疾病にかかったときは、園内で治療を行わなければならない。
  - 3 医師は毎月 1 回診療にあたる。
  - 4 緊急の場合は前項の規定にかかわらず診療を受けることができる。

### 第 6 章 園入所に当たっての留意事項

#### (入所)

- 第 17 条 園の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、園は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。

#### (入所時の面接)

- 第 18 条 園は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、園の目的、方針、目標、入所者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めなければならない。

#### (退所事由)

- 第 19 条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講ずるとともに、関係者に連絡するものとする。
- (1) 入所者からの退所の申し出があったとき。
  - (2) 入所者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき。
  - (3) 入所者が病院等に入院し 3 ヶ月以上経過したとき及び 3 ヶ月以上の期間

- 入院が見込まれるとき。  
(4) 入所者が死亡したとき。

(社会復帰の支援)

- 第20条 園は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めるものとする。
- 2 園は、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 園は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行うものとする。

(日課の励行)

- 第21条 入所者は、園長、生活相談員、医師、看護職員、支援員等の指導による日課を励行し共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

- 第22条 入所者は、外出(短時間のものは除く。)又は外泊しようとするときは、その都度外出外泊先、用件、園への帰着する予定日時等を園長に届け出なければならない。

(面会)

- 第23条 入所者は、外来者と面会しようとするときは、その旨を園長に届け出て、面会するものとする。

(入所に当たっての留意事項)

- 第24条 入所者は園内で、次の点を留意する。
- (1) 面会等については、時間の制限や制約はないが、早朝や夜の遅い時間帯は外部からの侵入等安全管理のため玄関を施錠するので、インターホン等で連絡をすること。来訪者は、面会の際、必ずその都度職員に届け出なければならない。
- (2) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為、けんか、口論、薬物乱用等で、他の入所者に迷惑を掛けてはならない。
- (3) 騒音等、他の入所者に迷惑になる行為はしてはならない。また、了解なく他の入所者の居室等に立ち入ってはならない。
- (4) 施設内で他の入所者に対して迷惑になる布教活動、政治活動はしてはならない。

- (5) 施設内でペットの持ち込み及び飼育をしてはならない。
- (6) 施設内で飲酒は原則してはならない。
- (7) 健康増進法の趣旨に則り、施設の所定の場所、時間、以外での喫煙をしてはならない。
- (8) 故意又は無断で、施設、施設の設備又は備品等に損害を与え、若しくはこれらを施設外に持ち出してはならない。
- (9) その他、施設で定めた遵守事項に従うこと。

#### (損害賠償)

第25条 入所者は、故意又は過失によって園(設備及び備品)に損害を与え又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状を回復しなければならない。

- 2 損害賠償の額は、入所者の収入及び事情を考慮して減免することができる。
- 3 園は、入所者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償するものとする。

### 第7章 非常災害対策

#### (非常災害対策)

第26条 園は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員へ周知する。

- 2 園は、非常災害に備えるため、年2回以上避難誘導等の訓練を実施する。その場合、地域住民の参加が得られるよう連携するものとする。

### 第8章 身体拘束等の禁止

#### (身体拘束等の禁止)

第27条 園は、各種サービスの提供に当っては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録し園長に報告するものとする。

- 2 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するものとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。

- 職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を年に2回以上実施するものとする。

## 第9章 虐待防止のための措置に関する事項

### (虐待防止)

- 第28条 園長は、虐待発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知徹底するものとする。
- 虐待防止のための指針を整備するものとする。
  - 虐待防止のための研修を年2回以上開催するものとする。
  - 虐待防止に関する担当者を置くものとする。
  - 園長は、各種サービスの提供に当たり、職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第10章 成年後見制度の活用

### (成年後見制度)

- 第29条 園は、入居者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用の方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

## 第11章 その他園の運営に関する重要事項

### (葬祭)

- 第30条 死亡した入所者に葬祭を行う者がいないときは、園長は老人福祉法第11条第2項の規定により葬祭の委託を受け葬祭を行うものとする。

### (協力病院等)

- 第31条 園は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。また、協力歯科医療機関を定めるよう努めるものとする。

### (秘密保持等)

- 第32条 園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 園の職員であった者が、退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(苦情等への対応)

第33条 園は、その行った処遇に関する入所者又はその家族からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情等を受け付けた場合には、その苦情等を記録しなければならない。
- 3 園は、その行った処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。なお、市町村から求めがあった場合には、改善内容を報告しなければならない。
- 4 園は、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情等に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。
- 5 園は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 園は、事故が発生又は再発することを防止するため、次に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じたときに、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(地域との連携)

第35条 園は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(業務継続計画の策定等)

第36条 園は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年に2回以上実施するものとする。
- 3 園は、必要に応じて業務改善計画を見直し、変更を行うものとする。

(記録の保存)

第37条 各種記録については、完結の日から五年間保存するものとする。

## 第12章 雑 則

(改正)

第38条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の議決を経て行うものとする。

2 この規程に一定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長がこれを定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。